

# 入札公告

福島県立テクノアカデミー郡山自動車リース業務について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

令和7年3月7日

福島県立テクノアカデミー郡山校長 渡辺 秀徳

## 1 入札に付する事項

- (1) 業務の名称 自動車リース業務
- (2) 借入物品の数量 1台
- (3) 借入物品の仕様等 自動車リース契約仕様書による
- (4) 借入期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日
- (5) 借入場所 福島県立テクノアカデミー郡山

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する資格確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県から現に入札参加資格制限措置を受けていない者であること。
- (3) 過去2年の間、本件業務又は本件業務と同等の業務を履行した実績がある者。
- (4) 県中地方に本店、支店又は営業所を有する者。

## 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の条件付一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。

- (1) 提出期限 令和7年3月13日（木） 午後5時まで
- (2) 提出場所 郵便番号963-8816 郡山市上野山5番地  
福島県立テクノアカデミー郡山 総務学生課  
電話番号：024-944-1663  
FAX番号：024-943-7985  
電子メール：koriyama\_ta@pref.fukushima.lg.jp

## 4 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

ア 場所 3の(2)に掲げる場所に同じ。

なお、入札説明書の交付は上記で行うほか福島県立テクノアカデミー郡山ホームページにおいて公開する。

イ 期間 令和7年3月7日（金）～令和7年3月20日（木）

- (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和7年3月21日（金） 午前9時30分

イ 場所 福島県立テクノアカデミー郡山 101大講義室

ウ 郵便による入札書の提出は不可とする。

5 入札保証金

財務規則第249条第1項に該当する場合、全部又は一部の納付を免除する。

6 契約保証金

財務規則第229条第1項に該当する場合、全部又は一部の納付を免除する。

7 入札者に要求される事項

この条件付一般競争入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県立テクノアカデミー郡山校長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

(1) 入札方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 落札者の決定方法

ア 予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上ある時は、直ちに当該入札者にくじを引かせて決定する。この場合において、くじを引かない者がある時は、これに代えて当該入札事務に関係のない本校職員にくじを引かせるものとする。

ウ 開札の結果、予定価格の範囲内の入札者がいないときは、直ちにその場で再度入札を行うものとする。

エ 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいないときは、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約とすることがある。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 本件入札は、その契約に係る予算が可決され、令和7年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに入札の効力が生じるものとする。

(5) その他

詳細は、入札説明書による。

# 入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）、及び本件賃貸借契約に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の公告の規定に基づき、入札に参加する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めたものである。

## 1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札公告に示すとおり。

## 2 入札参加手続等

入札に参加を希望する者は、上記1に掲げる必要な資格の確認を受けるため、一般競争入札参加資格確認申請書（第3号様式）に次の書類を添付し、入札公告に示す期限までに提出し、当該資格の確認申請をすること。

（添付書類）

- ・過去2年の間、本件業務又は本件業務と同等の業務を履行した実績を証明する書類等。
- ただし、当該業務に係る契約書の写しにより、これに代えることができるものとする。

## 3 入札書の提出方法

(1) 入札書は、指定の入札書（第6号様式）を使用するものとし、入札公告に指定する日時及び場所へ提出すること。

(2) 入札書には、次の書類を添付しなければならない。

- ア 一般競争入札参加資格確認通知書（第4号様式 県からの通知）の写し
- イ 委任状（第7号様式）・・・代理人が出席し、入札する場合

(3) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

- ア 入札者の住所、商号又は名称、代表者職・氏名の記載及び代表者の押印をすること（押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記入すること）。
- イ 代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに、当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること（押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記入すること）。

## 4 入札心得

(1) 入札者は、入札説明書等について疑義がある場合は、入札説明書等に関する質問書（第1号様式）により、令和7年3月13日（木）までに福島県立テクノアカデミー郡山に提出するものとする。

質問書に対する回答書は、福島県立テクノアカデミー郡山ホームページに掲載する。

(2) 入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とするが、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。

(3) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。

(4) 入札者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることができない。

- ア 契約の履行に当たり故意に物品の品質に関して不正の行為をした者
- イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者
- ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

オ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(5) 入札開始時刻後においては、入札者又はその代理人は、入札会場に入場できない。

(6) 入札者又はその代理人は、入札書を一度提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

## 5 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不隠の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認めるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

## 6 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

(1) 記名、押印を欠く入札（押印を省略する場合、「本件責任者及び本件事務担当者」の氏名・連絡先の記載がない入札を含む）

(2) 金額を訂正した入札

(3) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

(4) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札

(5) 明らかに連合（談合）によると認められる入札

## 7 契約条項

別紙契約書（案）による。

また、契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。

# 自動車リース契約書(案)

令和7年4月1日

甲 住所 福島県郡山市上野山5  
氏名 福島県  
福島県立テクノアカデミー郡山  
校長 渡辺 秀徳

乙 住所  
氏名

甲と乙とは、別紙「自動車リース契約仕様書」（以下「仕様書」という。）に記載の「リース物件の自動車」（以下「リース自動車」という。）のリースについて次の条項に定めるところにより契約を締結する。

この契約の締結を証するため本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

(リース契約)

第1条 甲は、仕様書に基づき、乙からリース自動車を次条の期間リースを受け、乙に第3条のリース料を支払う。

(リース期間)

第2条 リース期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

(リース料)

第3条 甲が、乙に支払うリース自動車のリース料の総額は、金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円）とし、月額リース料は、金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円）とする。

(リース料の支払)

第4条 乙は、毎月10日までに前月分のリース料の支払いを甲に請求するものとする。

2 甲は、乙から適法な請求書を受領した日から30日以内にリース料を乙に支払うものとする。

(燃料、保険料等)

第5条 リース自動車に係る燃料費、保険料等の負担は、次のとおりとする。

- 契約期間中の燃料費は、甲が負担する。
- 保険料、公課費用、消耗品等は乙が負担する。

(リース自動車の引渡し、返還等)

第6条 車両の引渡し、返還等の手続は、次のとおりとする。

- 車両の引渡しは、甲が指定する事務所とする。
- 甲は、リース自動車を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 返還場所は、原則として車両引渡し場所とする。

(4) 車両の交換

ア 甲は、リース期間中の車両の交換の必要性が生じたときは、乙に車両の交換を請求することができる。

イ 乙は、前記の場合は、リース自動車と同車種の車両と交換するものとする。この場合は、交

換前の車両と引き続き借上がなされたものとする。

2 乙は、適切に整備された車両を貸し出すものとし、甲は、当該車両を検査の上受け取るものとする。

(自動車保険)

第7条 乙が甲に貸し出す車両は、自動車損害賠償責任保険のほか、仕様書記載の保険補償を最低限具備した車両とする。

(交通事故の解決)

第8条 甲の使用中に交通事故が発生した場合は、甲、乙協力して、当該事故の解決にあたるものとする。

(リース自動車の不適合責任)

第9条 乙は契約内容に適合しないものによりリース自動車の運用及び操作に不能を生じたときは、速やかに修理、交換等の必要な措置を講じなければならない。

2 前項の事由による甲の損害について、甲は乙にその損害の賠償を請求できるものとする。

(リース物件の表示)

第10条 乙は、リース車両に乙所有のリース物件であることの表示等を付することができる。

(リース自動車の保管・使用)

第11条 甲は、リース自動車とその本来の用法により使用し、善良な管理者としての注意をもって管理するものとする。

(甲の解除権)

第12条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 乙が契約を履行しないとき。
- 二 乙が契約解除を申し出たとき。
- 三 乙又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき。
- 四 乙が前各号のほか、本契約の条項に違反したとき。
- 五 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下この条において「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下この条において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従

わなかったとき。

六 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第5号）第4条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第13条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の10分の1を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

一 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合

二 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

（権利義務の譲渡等の禁止）

第14条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を、甲の承諾なしに、譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

2 甲は、リース自動車を福島県職員以外の者に使用させてはならない。

（談合による損害賠償）

第15条 甲は、この契約に関し乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

（守秘義務）

第16条 乙は、業務上知り得た秘密を、他人に漏らしてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りではない。

2 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(契約外の事項)

第17条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

(紛争の解決方法)

第18条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

第9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者（再委託先が子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下次項において同じ。）に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第14 乙又は乙の従事者（乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。